

事務連絡
令和5年9月15日

福祉用具販売事業者
介護保険ご利用者様

粕屋町役場 介護福祉課

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給に係る提出書類について（通知）

日頃より、粕屋町介護保険の運営についてご協力いただきありがとうございます。
この度福祉用具購入費に係る提出書類及び手続方法の見直しを行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 申請書類等変更内容

1. 福祉用具購入費の受領委任払いの方法について、事前の申請を廃止する。

具体的には、福祉用具購入承認申請書、福祉用具購入完了届兼購入費支給申請書（受領委任払い）及び委任状を廃止し、福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い）のみとする。また、委任状については支給申請書内に記入する方法とする。

2. 福祉用具購入費の償還払いの方法について、公金受取口座の欄を追加する。

2. 手続き方法

1. 受領委任払いについて

（旧）

①福祉用具購入承認申請書を提出、②承認決定後福祉用具の購入、③福祉用具購入完了届兼購入費支給申請書（受領委任払い）及び委任状を提出し、支給を受ける。

（新）

①福祉用具の購入、②福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い）を提出し、支給を受ける。

2. 償還払いについて

手続き方法について変更はなし。本人がマイナポータル上に公金受取口座を登録している場合は、その口座への振込を可能とする。

本人以外の口座へ振込が必要な場合は従前のおり委任状とその口座を指定する。

3. 運用の開始日

購入（領収）日が令和5年10月1日以降のもの

令和5年9月30日までに購入するものについては従前の申請方法による。

4. 注意事項

1. 承認申請書の提出を不要とすることにより、支給申請書提出時に介護給付として認められない事例が想定されます。

つきましては、購入前には、購入予定の福祉用具は国が定める種目に該当するか、被保険者の心身の状況を鑑みた適切なものであるか等十分に検討してください。判断に迷う場合は販売前にご相談ください。

2. この取り扱いは、福祉用具購入についてのみ適用となります。住宅改修に変更はありません。

以上

問い合わせ先

粕屋町役場 介護福祉課 介護保険係

092-938-2311 (556・557)